

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	平成25年12月2日
【事業年度】	第26期（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）
【会社名】	株式会社マルマエ
【英訳名】	Marumae Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 俊一
【本店の所在の場所】	鹿児島県出水市高尾野町大久保3816番41
【電話番号】	0996-64-2900
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 藤山 敏久
【最寄りの連絡場所】	鹿児島県出水市高尾野町大久保3816番41
【電話番号】	0996-64-2900
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 藤山 敏久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	平成21年 8月	平成22年 8月	平成23年 8月	平成24年 8月	平成25年 8月
売上高 (千円)	2,007,123	938,588	1,266,923	1,103,288	1,162,616
経常利益又は経常損失 (千円)	500,872	287,383	49,844	21,487	128,539
当期純利益又は当期純損失 (千円)	700,941	405,606	389,303	62,865	81,877
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	507,500	508,250	133,000	133,000	133,000
発行済株式総数 (株)	18,510	18,540	18,786	18,786	18,786
純資産額 (千円)	621,980	217,873	74,569	11,704	93,582
総資産額 (千円)	3,575,164	3,049,568	2,245,357	1,775,737	1,660,273
1株当たり純資産額 (円)	33,602.39	11,751.54	9,826.32	13,429.75	8,736.55
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	37,876.44	21,885.65	21,262.96	3,603.42	4,693.20
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	3,330.12
自己資本比率 (%)	17.4	7.1	3.3	0.7	5.6
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	155.5
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	20.22
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	496,259	91,321	110,258	256,030	164,333
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	605,518	257,523	174,410	323,975	30,299
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	325,140	58,152	406,363	340,973	206,132
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	575,724	270,526	144,497	384,011	326,805
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	100 (24)	97 (18)	72 (14)	70 (16)	70 (16)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等が含まれていません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 第22期、第23期、第24期及び第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第22期、第23期、第24期及び第25期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 第22期、第23期、第24期及び第25期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。

2【沿革】

年月	沿革
昭和40年4月	鹿児島県出水市において鉄工所を故前田務（元社長、元相談役）が個人で創業
昭和63年10月	個人経営の鉄工所をマルマエ工業有限公司（現当社）に改組（出資金2,000千円）
平成9年9月	R & D（切削加工の研究開発）事業部を設置
平成13年4月	株式会社マルマエに商号及び組織変更（資本金10,000千円）
平成15年12月	鹿児島県出水郡高尾野町（現出水市）に本店移転、本社新工場竣工、大型5面加工機導入
平成16年4月	工場増設、高回転型門型加工機導入
平成16年12月	日本証券業協会によるグリーンシート銘柄に指定
平成17年12月	本社第2工場竣工
平成18年2月	鹿児島県出水市に新工場（知識工場）を取得
平成18年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成19年2月	熊本事業所（熊本県菊池郡大津町）が稼働を開始
平成20年3月	本社第4工場竣工
平成20年4月	関東事業所（埼玉県朝霞市）が稼働を開始
平成20年5月	熊本事業所組立工場竣工
平成20年9月	熊本事業所加工工場増設
平成23年4月	熊本事業所の閉鎖
平成23年7月	事業再生ADR手続の成立

3【事業の内容】

(1) 事業の内容

(事業の内容)

当社の事業の内容は、FPD(1)・半導体等の製造装置に使用される真空チャンバーや電極などの重要部品の製造を行う精密切削加工事業の単一セグメントであります。

当社は、昭和40年の創業以来、タンク製造及び配管等の溶接事業を主な事業としておりましたが、平成9年9月、当社代表取締役社長である前田俊一が経営していたオートバイのレース用部品製造を主たる事業とする個人企業“T'sM'sR&D”の事業を当社が引継ぎ、R&D事業部を設置いたしました。当社ではR&D事業部の設置を起点として精密加工部品を製造する切削加工事業へ転換いたしました。

当社では、その後、オートバイのレース用部品、発電所用蒸気タービン部品、防衛庁向け部品、医療装置部品、産業用ロボット部品、半導体製造装置関連部品、FPD製造装置関連部品及び太陽電池製造装置関連部品へ展開してまいりました。現在は、主にFPD製造装置と半導体製造装置に使用される、チャンバーや電極及び付帯部品の製造が主力となっております。これらの製品に要求される品質やコストは日々厳しさが増しており、対応できるメーカーが限られている状況です。

当社の成長を支えてきた加工技術力は、同業他社に無い独創的技術力等の「強み」を持つことで、時間短縮を行ったり、他社が作り得ない製品の受注を可能とすることで受注を生み出してまいりました。

(製品分野)

FPD製造装置関連部品

用途：液晶及びプラズマディスプレイパネル製造装置及び検査装置を構成する部品です。

特徴：チャンバーと呼ばれる耐真空容器や電極と呼ばれるチャンバー内蔵物を製造しております。これらの部品は部品サイズが大きく(第8世代(2)のチャンバーでは大きさは、約3.3m角×高さ約1mであります。)、形状が複雑で非常に歪み易く、かつ厳しい平面度が要求されるアルミ製品です。

半導体製造装置関連部品

用途：半導体製造装置及び検査装置を構成する部品です。

特徴：半導体関連製造装置部品は、製造装置及び検査装置を構成する部品の中でも形状が複雑で非常に歪み易い部品、微細な傷さえも許容されない高品位な部品、高い平面度が要求されるアルミ他多種金属部品です。

その他の分野

用途：太陽電池製造装置関連部品、発電所用タービンブレード、オートバイのレース用部品、光学分野(カメラ・顕微鏡)・医療装置などの産業用装置部品、水質浄化装置部品などを製造しております。

特徴：各分野の最終製品を構成する部品の中でも、複雑な形状や高い平面度が必要であるなど歪みの少なさが要求される部品、あるいは溶接や表面処理を含む多工程が必要な部品などで、アルミ他各種金属製の部品です。

(安定的生産の取り組み)

FPD製造装置用及び半導体製造装置用の消耗部品の受注にも注力しており、当該業界の設備投資動向に左右されにくい生産体制の構築に取り組んでおります。

(生産拠点及び製造設備)

当社は、鹿児島県出水市及び埼玉県朝霞市に生産拠点があり、平成25年8月31日現在マシニングセンタ(3)31台、NC旋盤(4)7台及びその他10台の合計48台の切削機械装置を保有しております。

(製造技術・ノウハウ)

当社は、現在までの多分野の部品製造によって蓄積された切削手順に関するノウハウ並びにCAD/CAM(5)にデータとして蓄積された使用工具種類、切削回転数及び切削速度等に関する切削条件ノウハウを使用することにより、マシニングセンタ及びNC旋盤等の切削機械装置で効率的な各種部品製造を行っております。

また、当社では、CAD/CAMの活用によりプログラミング時間を短縮するとともに、最高毎分20,000回転という高速・高精度マシニングセンタ群を駆使することにより、高速切削と高能率加工が可能であります。

(生産面の特徴)

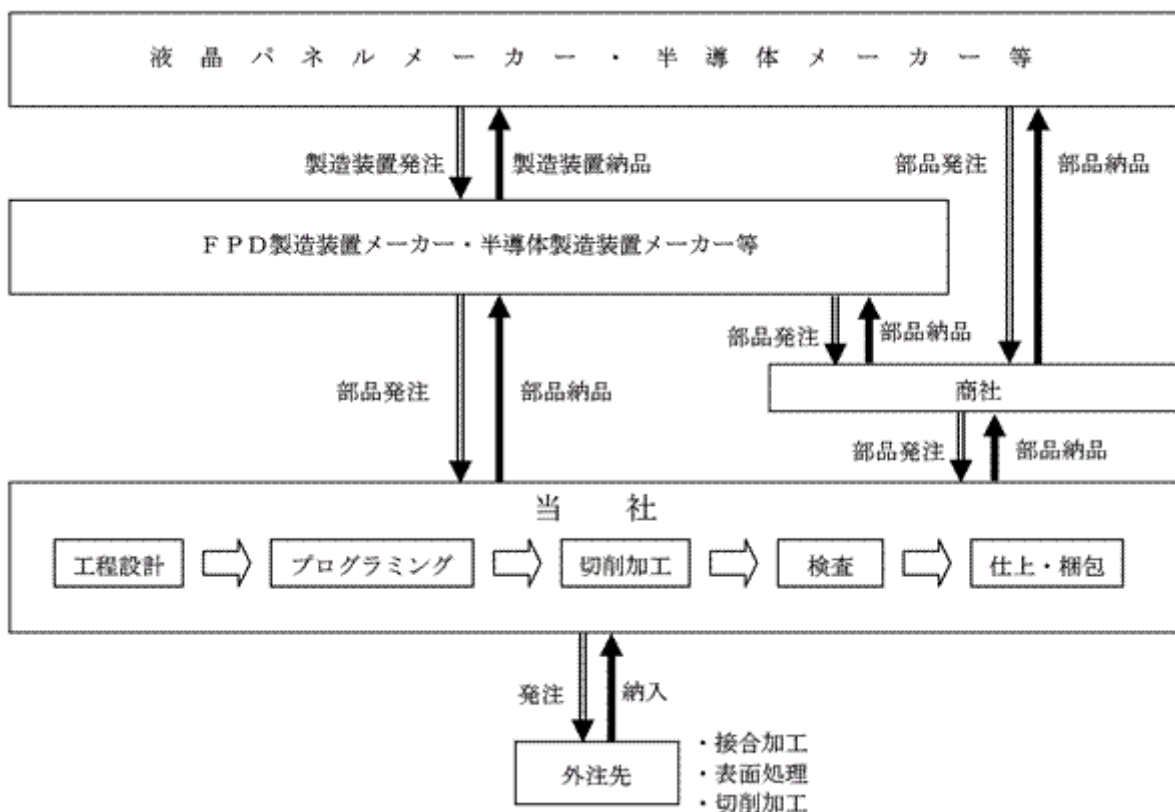
当社が特に得意とする分野は、歪みがあってはならない部品、複雑な形状をした部品、高い精度を要求される大型部品、技術的に難易度の高い部品などであります。

現在、当社が製造する主なFPD製造装置関連部品は、FPD製造装置に組み込まれ、製造装置メーカーを通じて液晶製造工場に納品され、また、半導体製造装置関連部品も同様に製造装置メーカーを通じて、半導体製造工場に納品されております。

- 1 FPDFlat Panel Displayの略で薄型テレビの総称。
- 2 第7世代約1,800mm×2,200mmのサイズのガラス基板。
第8世代約2,200mm×2,500mmのサイズのガラス基板。
第9世代約2,400mm×2,800mmのサイズのガラス基板。
第10世代約2,900mm×3,100mmのサイズのガラス基板。
- 3 マシニングセンタ.....自動工具交換機能を持ち、回転する工具によって工作物を切削する工作機械。
- 4 NC旋盤旋盤は、回転している材料に刃物を当てて、円柱や円筒形状の部品を削る工作機械です。NC旋盤の"NC"とは、"Numerical Control(数値制御)"の略であり、数値制御によって操作される旋盤であります。
- 5 CAD/CAMComputer Aided Design / Computer Aided Manufacturingの略であり、設計/生産活動のためのプログラムをコンピュータにより支援するものです。2.5次元CAD/CAMでは、平面図に高さの情報を加えるだけで簡単な立体表示・加工プログラミングを行うことができます。3次元CAD/CAMでは、複雑な3次元形状の製品の回転表示や加工プログラミングを行うことができます。

(2) 事業系統図

当社事業の系統図は以下のとおりであります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

当社は、精密切削加工事業のみの単一セグメントとなっております。そのため、セグメント区分別の従業員数は記載しておりません。

平成25年8月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
70(16)	36.5	6.0	4,145

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(嘱託社員、パートタイマー等を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度におけるわが国経済は、欧州の財政問題等の海外景気の下振れへの懸念が残る一方で、新政権による経済・金融政策の期待感等から円安や株高が進行するなかで、輸出や個人消費は持ち直し傾向にあり、企業収益や雇用情勢及び企業の景況判断に改善が見られ、緩やかに回復しつつあります。

当社の主な販売分野であるFPD業界におきましては、テレビ向けの液晶パネルの需要が停滞していることで関連する大型液晶パネルの設備投資は低調に推移しましたが、スマートフォンやタブレットPC向けの中小型液晶パネルの設備投資は国内向けを中心に増加しました。半導体業界におきましては、世界的な景気低迷の余韻が残るなか、携帯端末の需要増などにより業界全般に回復傾向が顕著になりました。また、携帯端末メーカーの競合激化に関連し、半導体調達先の変化がみられるなど複合的な要因により設備投資は増加に転じております。

当社は、このような経済状況のもと、FPD分野では独自技術を生かし、スマートフォンやタブレットPC向けの国内液晶パネルメーカーの設備投資に関連した受注を獲得しました。半導体分野では、前半厳しさの残る市場環境のなか、新規顧客からの受注獲得に成功した他、既存顧客からの受注品種も拡大するなど一定の成果を上げました。また、半導体市場の拡大傾向に合わせて生産体制の整備と強化を図っております。損益面では生産構造改革による固定費の削減とマルマエ生産方式の構築等の生産性向上により営業利益は大幅に改善いたしました。なお、特別損失として本社遊休資産の減損損失を43百万円計上しました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高が1,162百万円(前年同期比5.4%増)、営業利益は126百万円(前年同期比151.6%増)、経常利益は128百万円(前年同期比498.2%増)、当期純利益は81百万円(前年同期の当期純損失は62百万円)となりました。

なお、当社は精密切削加工事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(2)キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、326百万円となり、前事業年度末と比較して57百万円減少しております。

主な要因は、営業活動によって獲得した164百万円のキャッシュ・フロー及び、有形固定資産の取得等を行った投資活動に伴う支出30百万円並びに長期借入金の返済等による財務活動によるキャッシュ・フローが206百万円であったことによるものであります。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、164百万円(前年同期は256百万円の獲得)となりました。これは主に税引前当期純利益85百万円、減価償却費114百万円、為替差益14百万円、減損損失43百万円を計上したこと、売上債権の増加による資金の減少50百万円、たな卸資産の増加による資金の減少19百万円、未払消費税等の減少による資金の減少8百万円、利息の支払額16百万円等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、30百万円(前年同期は323百万円の獲得)となりました。これは主に本社工場の有形固定資産の取得による支出51百万円、財務システムの導入等に伴う無形固定資産の取得による支出6百万円、有形固定資産の売却による収入6百万円及び差入保証金の回収による収入21百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、206百万円(前年同期は340百万円の使用)となりました。これは長期借入金の返済による支出200百万円及びファイナンス・リース債務の返済による支出6百万円によるものであります。

(参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

	平成21年 8月期	平成22年 8月期	平成23年 8月期	平成24年 8月期	平成25年 8月期
自己資本比率(%)	17.4	7.1	3.3	0.1	5.6
時価ベースの自己資本比率(%)	46.1	19.8	23.3	21.8	99.7
キャッシュ・フロー対有利子負債比率	4.0	-	18.4	6.6	9.0
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	12.5	-	3.1	11.7	9.3

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー / 利払い

- (注) 1. 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式総数をベースに計算しております。
 2. キャッシュ・フローは、営業活動キャッシュ・フローを利用しております。
 3. 有利子負債は貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。
 4. 平成22年8月期については、キャッシュ・フローがマイナスであるため、キャッシュ・フロー対有利子負債比率及びインタレスト・カバレッジ・レシオは記載しておりません。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は、精密切削加工事業の単一セグメントであるため、セグメントの記載に代えて製品分野別に記載しております。

(1) 生産実績

当事業年度の生産実績を製品分野別に示すと、次のとおりであります。

製品分野別の名称	当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	前年同期比(%)
F P D 製造装置関連部品(千円)	627,826	119.2
半導体製造装置関連部品(千円)	485,209	98.8
その他(千円)	38,429	52.4
合計(千円)	1,151,465	105.5

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当事業年度の受注状況を製品分野別に示すと、次のとおりであります。

製品分野別の名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
F P D 製造装置関連部品	589,979	129.2	48,177	55.3
半導体製造装置関連部品	513,116	106.7	53,184	211.3
その他	24,923	29.9	500	3.6
合計	1,128,019	110.5	101,862	80.7

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を製品分野別に示すと、次のとおりであります。

製品分野別の名称	当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	前年同期比(%)
F P D製造装置関連部品(千円)	628,906	119.0
半導体製造装置関連部品(千円)	485,105	98.9
その他(千円)	48,604	57.7
合計(千円)	1,162,616	105.4

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)		当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
日本発条株式会社	249,207	22.6	221,659	19.1
アルバック東北株式会社	10,542	1.0	172,970	14.9
ワイエイシー株式会社	146,250	13.3	138,516	11.9

3. 最近2事業年度の主な輸出先、輸出販売高及び割合は、次のとおりであります。

()内は総販売実績に対する輸出高の割合であります。

輸出先	前事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)		当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
韓国	57,942	49.4	-	-
シンガポール	59,409	50.6	91,493	100.0
合計	117,351 (10.6%)	100.0	91,493 (7.9%)	100.0

3【対処すべき課題】

当社は、平成23年7月19日付で事業再生ADR手続が成立したことを受けて、事業再生計画を遂行し、業績の回復、財務基盤の向上を目指してまいります。

当事業年度末の事業再生計画の進捗と対処すべき課題につきましては、下記のとおりです。

生産構造改革

本事業再生計画の施策のうち余剰資源削減の一環として、当事業年度までに、熊本事業所においては事業所閉鎖に伴い土地建物・構築物・付帯設備及び生産設備の譲渡を行い、本社においては生産設備の一部を譲渡いたしました。その他の売却予定の資産につきましては、本事業再生計画策定時の需要予測を上回っていることから一部生産設備等の売却を見送る検討を行っております。これにつきましては、金融機関からの理解も得られており事業再生計画の変更には当たらないものと認識しております。

また、生産性向上策としましては、研究開発部門を組成し独自の技術開発を加速するほか、独自の生産手順等をまとめた「マルマエ生産方式」の確立を行うことによって時間当たり加工単価の向上を図るなど、多台持ちや多能工化によって機械稼働時間の向上を図ることとしております。

固定費の変動費化につきましては、社内生産量の安定化を図るため、加工協力会社との取引を拡大し、市況や受注の変動に耐えうる体制の構築を課題としております。

これら生産構造改革の効果により市場環境の厳しいなかでも業績は順調に推移し、収益性の向上による経営基盤の改善が継続的に見込める状況にあります。

営業改革

計画初年度より受注責任を明確化するため「営業部」を新設した上で、受注時の判断基準（見積設定）を明確化し、案件別採算性の向上を図っており、継続して改善傾向にあります。

売上高増加策については、最重要施策として取り組んでおります。特に半導体製造装置分野の高付加価値リピート品の獲得を重点的に取り組み、当事業年度中におきましては、新規大口顧客の獲得や既存顧客内のシェア拡大等の成果が出ております。

組織改革

計画初年度より組織を改編し、権限と責任を職務分掌上明確にし、また周知させ、その業務目標の達成を実現する体制としております。

4【事業等のリスク】

当社の業績は多岐にわたる変動要因の影響を受ける可能性があります。有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 主要市場での需要の急激な変動について

当社は、主にF P D業界及び半導体業界を対象として、その生産ラインで用いられる各種生産設備部品の製造・販売を行っていますが、F P D業界におきましてクリスタルサイクル、半導体業界におきましてシリコンサイクルと呼ばれる業界特有の好不況の波が存在します。

当社におきましては、メーカーの設備投資動向に左右されない消耗品などの安定的な販売が見込める分野の受注に注力するなどの対策を行い、業績への影響を最小限にすべく努力しております。

しかしながら、これらの景気変動によって、当社の業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

最近5年間の売上高及び製品分野別売上高の推移は下表のとおりであります。

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	平成21年 8 月	平成22年 8 月	平成23年 8 月	平成24年 8 月	平成25年 8 月
売上高（千円）	2,007,123	938,588	1,266,923	1,103,288	1,162,616
精密切削加工事業小計	878,732	917,942	1,261,979	1,103,288	1,162,616
F P D製造装置関連部品（千円）	604,080	466,699	669,721	528,494	628,906
半導体製造装置関連部品（千円）	150,953	332,403	521,213	490,552	485,105
その他（千円）	123,698	118,840	71,044	84,240	48,604
装置組立事業 小計	1,128,390	20,645	4,944	-	-
F P D製造装置（千円）	272,595	7,153	250	-	-
その他（千円）	855,795	13,492	4,694	-	-

(注) 1. 売上高には消費税等が含まれていません。

2. 財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人の監査を受けておりますが、製品分野別売上高については、当該監査を受けておりません。

(2) 価格競争について

当社の属する精密機械加工部品の分野は、多数の同業他社がひしめく、非常に参入業者の多い分野です。それらの加工部品群のなかでも当社は、高付加価値部品を得意分野としております。

しかしながら、今後は、設備があるだけでは受注量を増やすことは難しく、付加価値の低い製品分野だけでなく、高付加価値な製品分野においても、低コスト化への対応が重要となっております。

また、他社との競争が激しくなり、価格の下落を加速させる可能性があります。あるいは、為替相場の変動によって海外の同業他社との競争力が落ちる可能性があります。

これら競争の激化により、価格競争力を維持できなくなった場合、当社の業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(3) 特定の取引先への依存について

当事業年度の販売実績上位3社の構成比率は日本発条株式会社が19.1%（前期構成比率22.6%）、アルバック東北株式会社が14.9%（前期構成比率1.0%）、ワイエイシイ株式会社が11.9%（前期構成比率13.3%）となっており、上位3社の構成比率が45.9%（前期上位3社構成比率47.3%）と1.4ポイント低下しております。

これらの主要販売先との間では、今後も継続的な取引が見込まれることと、1社当たりの依存度を減らす方針に基づき新規の取引先拡大に向けた営業を展開しておりますが、何らかの要因でこれらの主要な販売先との取引が縮小した場合、当社の業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(4) 有利子負債依存度について

当社は、金融機関からの借入を中心に資金調達を行っております。事業再生ADR手続等において借入金の圧縮を図りましたが、有利子負債依存度は依然として高水準にあります。したがって、金融環境の変化等により借入金金利が上昇した場合、当社の業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

最近3年間の有利子負債残高及び同残高の総資産に占める割合は下記の通りであります。

回次	第24期		第25期		第26期	
決算年月	平成23年8月		平成24年8月		平成25年8月	
残高	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
有利子負債残高合計	2,029,306	90.4	1,688,332	95.1	1,482,199	89.3
期末借入金残高	2,015,555	89.8	1,680,345	94.6	1,480,260	89.2
その他の有利子負債の残高	13,751	0.6	7,987	0.4	1,939	0.1
総資産額	2,245,357	100	1,775,737	100	1,660,273	100

(5) 特定の人物への依存について

当社代表取締役社長である前田俊一は、経営方針の策定、技術の革新、発想、人的ネットワーク等において中心的な役割を果たしております。当社では、同氏に過度に依存しない経営体質の構築を進めておりますが、何らかの理由により同氏が経営から退いた場合、当社の業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(6) 人材について

当社は、高度な切削加工技術が要求される製品に対する顧客のニーズに着目し、OJTなど独自の現場主義教育で、切削加工技術に関し高い能力を持った人材の育成に注力しております。各々の切削加工技術者がCAD/CAMでのプログラミングを含む、全工程を担当できる多能工として短期間で育成されていくことが、当社の特徴であるといえます。

しかしながら、優秀な人材の確保及びその育成が予定通りに進まなかった場合、当社の業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(7) 小規模な会社組織であることについて

当社は平成25年8月31日現在、取締役4名、監査役3名、従業員70名、臨時雇用者18名と小規模組織であり、内部管理体制もこのような組織の規模に応じたものとなっております。小規模であるが故の人材流出によるリスク、事業拡大に伴う組織効率の低下等のリスクがあります。今後当社では、中期事業計画及び事業再生計画に沿って事業の安定化及び社内システムの拡充等の観点から内部管理体制の強化を図る予定です。

(8) 財産権等について

当社は他社の特許権等の知的財産権を侵さないよう細心の注意を払い、受注と技術開発にあたっておりますが、切削加工分野においても積極的に特許申請が行われており、場合によっては第三者の特許権等の知的財産権を侵害するとして損害賠償等の請求を受ける可能性があります。

(9) 切削加工技術等のノウハウについて

当社が有する使用工具及び切削条件等の切削加工ノウハウの一部は、CAD/CAM等のデータとして保管され、パスワードによるデータへのアクセス制限やデータ消失に備えたネットワークストレージへのバックアップなどを行っております。

また、複雑形状加工技術、工作機械制御技術及び新素材加工技術など業界の動向に対応した技術の開発及び獲得のため研修をおこない技術力の維持・向上に努めております。

しかしながら、当社が有する切削加工ノウハウの流出又は消失が起こった場合や業界の動向に対応した技術の開発及び獲得が遅れた場合には、当社の業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(10) 当社製品に不具合が生じた場合について

当社製品については、社内において品質管理体制を確立しておりますが、種々の要因により不良品の発生可能性があります。

当社製品に何らかの不具合が発生した場合には、当社及び当社の切削加工技術に対する信頼が著しく損なわれる可能性があり、また、設計上の欠陥、製造時の欠陥により、エンドユーザーより製造物責任を追究される可能性があり、当社の業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(11) 関連当事者との取引について

当社の金融機関からの借入金について、当事業年度末現在、代表取締役社長である前田俊一から債務保証を受けております。なお、債務保証に伴う保証料は支払っておりません。

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	前田俊一	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 53.2%	当社債務の保証	債務被保証(注)	1,480,260	-	-

(注) 当社の金融機関からの借入につき、債務保証を受けたものであり、取引金額は期末時点の保証残高であります。

(12) ストック・オプションによる株式の希薄化について

当社は、当社の従業員に対して当社の業績向上に対する意欲や士気を高めるため、新株予約権によるストック・オプション制度を導入しております。平成25年8月31日現在における新株予約権による潜在株式数は206株であり、普通株式の発行済株式総数18,540株の1.1%に相当いたします。これらの新株予約権の行使が行われた場合、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、ストック・オプションの詳細につきましては「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」の項をご参照ください。

(13) 優先株式の発行による株式の希薄化について

当社は、平成23年8月31日に、株式会社鹿児島銀行と株式会社商工組合中央金庫を割当先とする総数246株のA種優先株式を発行しており、当該A種優先株式には平成28年11月1日以降普通株式への転換請求権が付与されております。将来におきましては、A種優先株式の普通株式への転換が行われた場合には、当社普通株式の既存持分の希薄化、また株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 自然災害等に係るリスクについて

当社の生産拠点は、鹿児島県出水市及び埼玉県朝霞市に所在しており、当該地区において地震等の自然災害が発生した場合には被害を受ける可能性があります。

災害発生により生産活動ができない場合、顧客への製品納入の遅延、売上の低下、修復費用等により、当社の業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(15) 今後の設備投資計画について

当社は、事業再生ADR手続の成立を受け、事業再生計画を遂行中であります。当計画における設備投資計画は、市場環境と社内設備状況を勘案しながら小型生産設備の新設及び老朽設備の更新等を中心として慎重かつ抑制的に運用していく方針であります。しかしながら、これらの施策が予定どおり進まない場合は、当社の業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(16) 為替相場の変動について

平成20年8月期より、ドル建てによる海外向けの受託加工を開始し、前事業年度の輸出比率は10.6%、当事業年度の輸出比率は7.9%となっております。

為替相場の変動状況によっては、販売時と入金時の為替相場の変動による損失の計上や、外貨建資産負債の為替換算差損の計上が起こるなど、今後の当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 減損会計について

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業所単位を基本とした資産のグルーピングを行っております。当事業年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び稼働率が著しく低下した状態が続いており回復の見込みがない資産並びに設備投資計画が凍結された建設仮勘定の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(43百万円)として特別損失に計上しております。詳細は、「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (損益計算書関係)」をご参照ください。

今後の市場環境の悪化等の要因により、当社の事業用資産が減損会計適用の検討対象となり、当社の事業所において営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスになった場合や、保有する固定資産の市場価格が著しく下落した場合など、固定資産の減損会計の適用により追加の特別損失の計上が必要となる可能性があります。

(18) 資金調達について

当社は、平成23年7月19日に成立した事業再生ADR手続における事業再生計画上、金融機関からの新規資金調達には一定の制限があり、適切な時期に金融機関からの運転資金及び設備投資資金を調達できない場合、当社の業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(19) 事業再生A D R 手続における事業再生計画の遂行について

当社は、平成23年7月19日付にて、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、事業再生A D R 手続を成立させ、そのなかで、事業再生計画を策定しております。

当社といたしましては、当事業再生計画を着実に成し遂げ、事業再生を達成してまいりたいと考えております。しかしながら、景気低迷等の事由により、当事業再生計画が未達成に終わった場合には、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、顧客の短納期要請への対応及び高度な精密切削加工技術の獲得のために、試作品の製作による切削加工技術の研究開発を進めております。

精密切削加工技術の研究開発においては、社長直下に研究開発部門（R & D チーム）を置き、その研究開発部門を中心に営業部門や生産部門と連携を図り、新製品の試作提案を行うことにより今後のリピート製品の受注活動の足がかりとしています。また、表面処理等の前後工程に対しましては、使用するテストピースを作成し、前後工程の協力会社と連携することにより製品の上流から下流まで網羅した評価や技術習得を行っております。その他に、時間短縮や高精度加工の基礎技術を獲得するために、付帯設備の導入やそのテスト加工を行い、研究開発を進めております。

当事業年度の研究開発費の総額は4百万円となっております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に更正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりましては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べて115百万円減少し、1,660百万円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べて11百万円増加し、747百万円となりました。これは主に受取手形及び売掛金の増加(前年同期比51百万円増)、たな卸資産の増加(同19百万円増)、現金及び預金の減少(同57百万円減)等によるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べ126百万円減少し、913百万円となりました。これは主に減価償却費の計上114百万円、本社遊休資産の減損損失の計上43百万円等による有形固定資産の減少(同109百万円減)、差入保証金の減少(同21百万円減)等によるものであります。

(負債)

当事業年度の負債総額は、前事業年度末に比べて197百万円減少し、1,566百万円になりました。

流動負債は、前事業年度末に比べて13百万円減少し、261百万円となりました。これは主に1年内返済予定の長期借入金の減少(前年同期比17百万円減)、未払金の増加(同7百万円増)、未払消費税等の減少(同8百万円減)等によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べて184百万円減少し、1,305百万円になりました。これは主に長期借入金の減少(同182百万円減)等によるものであります。

(純資産)

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べて81百万円増加し、93百万円となりました。

これは主に当期純利益の計上による利益剰余金の増加(前年同期比81百万円増)であり、総資産に占める自己資本比率の割合は5.6%となりました。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度の売上高は、59百万円増加し、1,162百万円（前年同期比5.4%増）となりました。

当社の主な販売分野であるF P D製造装置分野では、大型液晶パネルの設備投資は低調に推移しましたが、スマートフォンやタブレットP C向けの国内液晶パネルメーカーの設備投資関連の受注が増加しました。半導体製造装置分野におきましては、半導体市場の拡大傾向に合わせて生産体制の整備と強化を図り、携帯端末の増加などにより業界全般に回復傾向が顕著になりました。F P D製造装置分野の売上高は628百万円（同19.0%増）、半導体製造装置分野の売上高は485百万円（同1.1%減）、その他分野の売上高は48百万円（同42.3%減）となり、総売上高は、前事業年度と比較して増加いたしました。

(営業損益)

当事業年度の売上高が前事業年度より59百万円増収となり、売上原価は12百万円減少し、865百万円となり、売上原価率は74.4%となりました。主な要因は、売上高が増加したことと事業再生A D R手続における事業再生計画の生産構造改革が進み生産性が改善されたことによる製造費用の削減及び減価償却費が29百万円減少したことなどによるものであります。この結果、売上総利益297百万円を計上することとなりました。

販売管理及び一般管理費は170百万円（前年同期比2.4%減）となりました。主な要因は、販売促進費の減少並びに経費削減対策実施に伴う旅費及び交通費及び支払手数料等の減少であります。

この結果、当事業年度の営業利益は126百万円（同151.6%増）となりました。

(経常損益)

営業外収益は、前事業年度と比較して、15百万円増加し、19百万円となりました。主な要因は為替差益の増加16百万円であります。

営業外費用は、前事業年度と比較して、14百万円減少し、17百万円となりました。営業外費用減少の主な要因は、支払利息の減少4百万円、その他営業外費用の減少10百万円等であります。

当事業年度の経常利益は、営業利益の増加等の結果、128百万円（前年同期比498.2%増）となっております。

(特別損益)

当事業年度の特別利益は、固定資産売却益0.3百万円によるものであります。

当事業年度の特別損失は43百万円でありました。本社の建設仮勘定の固定資産について、減損損失を43百万円計上いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1. 財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項 (損益計算書関係)」をご参照ください。

(当期純利益)

当事業年度の当期純利益は、81百万円（前年同期は当期純損失62百万円）となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第一部 企業の情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は57,471千円であります。その主なものは機械装置の資産の取得であります。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備の状況は、以下のとおりであります。

平成25年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬 具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース 資産 (千円)	その他 (千円)		合計 (千円)
本社 (鹿児島県出水市)	精密切削加工 事業	生産設備等	245,333	228,579	162,500 (13,870)	800	3,032	640,246	72
関東事業所 (埼玉県朝霞市)	精密切削加工 事業	生産設備等	56,930	5,027	117,777 (1,109)	-	-	179,734	16
知識工場 (鹿児島県出水市)	精密切削加工 事業	遊休資産	1,360	8	9,506 (1,210)	-	-	10,874	-
計			303,623	233,615	289,783 (33,479)	800	3,032	830,856	88

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。なお、上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数は、就業人員数(嘱託社員、パートタイマー等を含む。)を記載しています。
3. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

平成25年8月31日現在

事業所 (所在地)	設備の内容	従業員数 (人)	土地面積 (面積㎡)	年間リース料 (千円)
本社 (鹿児島県出水市)	生産設備等 (リース)	72	13,870	13,588
関東事業所 (埼玉県朝霞市)	生産設備等 (リース)	16	1,109	1,698

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して作成しております。なお、平成25年8月31日現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社	鹿児島県 出水市	精密切削加工 事業	生産設備等	35,000	35,000	自己資金	平成25年 7月	平成25年 9月	3.1%増加
本社	鹿児島県 出水市	精密切削加工 事業	生産設備等	23,800	-	自己資金	平成25年 9月	平成25年 10月	1.8%増加
本社	鹿児島県 出水市	精密切削加工 事業	生産設備等	22,000	-	自己資金	平成25年 10月	平成26年 3月予定	0.9%増加
本社	鹿児島県 出水市	精密切削加工 事業	生産設備等	21,200	-	自己資金	未定	未定	-

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	73,840
A種優先株式	600
計	74,440

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成25年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年12月2日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	18,540	18,540	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制度は採用しておりません。
A種優先株式	246	246	非上場	当社は単元株制度は採用しておりません。 (注)2
計	18,786	18,786	-	-

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成25年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. A種優先株式の内容は次のとおりです。

(1) 単元株式数

1株

(2) 剰余金の配当

A種優先配当金

当社は、A種株式について、平成23年8月31日を含む事業年度に係る剰余金の配当を行わない。当社は、平成23年9月1日以降の各事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種株式1株当たりの払込金額(1,000,000円。但し、A種株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに下記に定める年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)の配当を行う。

A種優先配当金の額

A種優先配当年率は、平成23年9月1日以降、次回年率修正日(以下において定義する。)の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(6か月物) + 1.50\%$

A種優先配当年率は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。「年率修正日」は、平成23年9月1日以降の毎年9月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。「日本円TIBOR(6か月物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6か月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6か月物)が公表されていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6か月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6か月物)に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度においてA種株主又はA種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(3) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種株式1株につき1,000,000円(但し、A種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。

非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

A種株主は、株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会における決議

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権の内容

A種株主は、平成28年11月1日から平成32年11月1日までの期間(以下「株式対価取得請求期間」という。)中、下記に定める条件で、当社がA種株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)

株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

株式対価取得請求に基づき当社がA種株式の取得と引換えにA種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該A種株式に係る払込金額の総額(但し、A種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を本号に定める交付価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、A種株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

イ交付価額

交付価額は、平成23年7月20日に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配値を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額とする。但し、当該金額が27,000円を下回る場合には、交付価額は27,000円とする。

ロ交付価額の調整

(a) 当社は、A種株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「交付価額調整式」という。)をもって交付価額を調整する。

$$\text{調整後 交付価額} = \text{調整前 交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。交付価額調整式で使用する「1株当たり時価」は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除したものとす。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式の分割が行われる場合には、株式の

分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円、下記(b)(iii)の場合は下記(b)(v)で定める対価の額とする。

- (b) 交付価額調整式によりA種株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (i) 上記(a)に定める1株当たり時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（但し、当会社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）
調整後の交付価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 普通株式の株式分割をする場合 調整後の交付価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに上記(a)に定める1株当たり時価を下回る対価（下記(v)において定義される。以下同じ。）をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は上記(a)に定める1株当たり時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）
調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社の普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 普通株式の併合をする場合
調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。
- (v) 上記(iii)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- (c) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な交付価額の調整を行う。
- (i) 当会社を存続会社とする合併、株式交換、会社分割又は株式移転のために交付価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (d) 交付価額調整式により算出された調整後の交付価額と調整前の交付価額との差額が1円未満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。但し、かかる調整後の交付価額は、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生した場合の交付価額調整式において調整前交付価額とする。
- (e) 交付価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、A種株主又はA種登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の交付価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(7) 金銭を対価とする取得請求権

金銭を対価とする取得請求権の内容

A種株主は、当会社に対し、平成28年11月1日以降、毎年11月1日に、A種株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当会社は、かかる金銭対価取得請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（下記において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、A種株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきA種株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（但し、A種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(i)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(ii)本(7)又は下記(9)若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種株式の取得価額の合計を減じた額とする。但し、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。また、分配可能計算日における貸借対照表に計上されている現金及び預金の合計額から取得上限額を減じた額が150,000,000円を下回る場合は当該額とし、当該額がマイナスの場合は0円とする。

(8) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項の内容

当会社は、平成28年11月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日の到来をもって、A種株式の全部又は一部を取得するのと引き換えに、A種株主又はA種登録株式質権者に対して当会社の普通株式を交付することができる（以下「株式対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するA種株式は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

株式対価強制取得により交付する普通株式数の算定方法

株式対価強制取得に基づき当会社がA種株式の取得と引換えにA種株主に対し交付すべき当会社の普通株式の数は、当該A種株式に係る払込金額の総額（但し、A種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を交付価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、A種株式を取得するのと引換えに交付すべき当会社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

(9) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項の内容

当会社は、平成23年9月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、A種株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A種株主又はA種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するA種株式は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（但し、A種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）とする。

(10) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

当社は、A種優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であるが、A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。これは、A種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものである。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年10月25日定時株主総会決議

a) 第2回新株予約権(平成17年6月15日取締役会決議に基づく発行)

区分	事業年度末現在 (平成25年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年11月30日)
新株予約権の数(個)	60	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120	120
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	同左
新株予約権の行使期間	自:平成18年10月26日 至:平成26年10月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	(注)4
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

その他の条件については、平成17年6月15日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、完全親会社に新株予約権を承継することができる。

ア) 承継する新株予約権の目的となる株式の種類及び数

完全親会社の普通株式とし、当社普通株式1株当たりの完全親会社の割当比率により株式数を決定し、1株未満の端数は切り捨てる。

イ) 承継する新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は次の算式により決定し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継後払込価額} = \text{承継前払込価額} \times \frac{1}{\text{当社普通株式1株当たりの完全親会社の割当比率}}$$

ウ) 承継する新株予約権の行使期間は、上記表中の期間とし、承継時に行使期間開始日が到来しているときは、株式交換又は株式移転の効力発生日から上記表中の期間の満了日までとする。

エ) 承継する新株予約権の行使の条件については、注3と同様の定めをおくものとする。

オ) 承継する新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要する。

6. 退職等により権利を喪失した新株予約権の個数は除外しております。

b) 第3回新株予約権(平成17年10月13日取締役会決議に基づく発行)

区分	事業年度末現在 (平成25年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年11月30日)
新株予約権の数(個)	1	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2	2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	180,000	同左
新株予約権の行使期間	自:平成18年10月26日 至:平成26年10月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 180,000 資本組入額 90,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	(注)4
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

その他の条件については、平成17年10月13日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、完全親会社に新株予約権を承継することができる。

ア) 承継する新株予約権の目的となる株式の種類及び数

完全親会社の普通株式とし、当社普通株式1株当たりの完全親会社の割当比率により株式数を決定し、1株未満の端数は切り捨てる。

イ) 承継する新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は次の算式により決定し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継後払込価額} = \text{承継前払込価額} \times \frac{1}{\text{当社普通株式1株当たりの完全親会社の割当比率}}$$

ウ) 承継する新株予約権の行使期間は、上記表中の期間とし、承継時に行使期間開始日が到来しているときは、株式交換又は株式移転の効力発生日から上記表中の期間の満了日までとする。

エ) 承継する新株予約権の行使の条件については、注3と同様の定めをおくものとする。

オ) 承継する新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要する。

6. 退職等により権利を喪失した新株予約権の個数は除外しております。

平成17年11月19日定時株主総会決議

a) 第4回新株予約権(平成18年1月18日取締役会決議に基づく発行)

区分	事業年度末現在 (平成25年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年11月30日)
新株予約権の数(個)	21	21
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42	42
新株予約権の行使時の払込金額(円)	210,500	同左
新株予約権の行使期間	自:平成19年11月20日 至:平成27年11月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 210,500 資本組入額 105,250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	(注)4
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)1	(注)1

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合〔新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。〕は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

その他の条件については、平成17年11月19日開催の第18期定時株主総会及び平成18年1月18日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

5. 退職等により権利を喪失した新株予約権の個数は除外しております。

b) 第5回新株予約権(平成18年4月10日取締役会決議に基づく発行)

区分	事業年度末現在 (平成25年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年11月30日)
新株予約権の数(個)	18	18
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36	36
新株予約権の行使時の払込金額(円)	215,500	同左
新株予約権の行使期間	自:平成19年11月20日 至:平成27年11月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 215,500 資本組入額 107,750	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	(注)4
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)1	(注)1

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合〔新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。〕は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

その他の条件については、平成17年11月19日開催の第18期定時株主総会及び平成18年4月10日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
5. 退職等により権利を喪失した新株予約権の個数は除外しております。

c) 第6回新株予約権(平成18年4月25日取締役会決議に基づく発行)

区分	事業年度末現在 (平成25年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年11月30日)
新株予約権の数(個)	3	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6	6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	215,500	同左
新株予約権の行使期間	自:平成19年11月20日 至:平成27年11月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 215,500 資本組入額 107,750	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	(注)4
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)1	(注)1

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合〔新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。〕は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

その他の条件については、平成17年11月19日開催の第18期定時株主総会及び平成18年4月25日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成21年8月11日 (注)1	4	18,510	100	507,500	100	497,500
平成21年11月25日 (注)2	30	18,540	750	508,250	750	498,250
平成21年11月30日 (注)3	-	18,540	-	508,250	383,019	115,230
平成23年8月31日 (注)4	-	18,540	498,250	10,000	115,230	-
平成23年8月31日 (注)5	A種優先株式 246	普通株式 18,540 A種優先株式 246	123,000	133,000	123,000	123,000

(注)1. ストック・オプションの権利行使

発行価格 50,000円
資本組入額 25,000円
払込金総額 200千円

2. ストック・オプションの権利行使

発行価格 50,000円
資本組入額 25,000円
払込金総額 1,500千円

3. 平成21年11月28日開催の定時株主総会において、効力発生日を平成21年11月30日とし、資本準備金を383,019,791円減少し、欠損てん補することを決議しております。

4. 平成23年8月19日開催の臨時株主総会において、効力発生日を平成23年8月31日とし、資本金を498,250,000円及び資本準備金を115,230,209円減少し、欠損てん補することを決議しております。

5. 有償第三者割当によるA種優先株式の発行

発行価格 1,000,000円
資本組入額 500,000円

割当先及び割当株数：株式会社鹿児島銀行 218株
株式会社商工組合中央金庫 28株

(6) 【所有者別状況】
普通株式

平成25年8月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	11	12	10	1	763	798	-
所有株式数(株)	-	40	665	210	78	4	17,543	18,540	-
所有株式数の割合(%)	-	0.22	3.59	1.13	0.42	0.02	94.62	100	-

(注) 自己株式1,094株は、「個人その他」に含めて記載しております。

A種優先株式

平成25年8月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	-	-	-	-	-	2	-
所有株式数(株)	-	246	-	-	-	-	-	246	-
所有株式数の割合(%)	-	100	-	-	-	-	-	100	-

(7)【大株主の状況】

平成25年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
前田 俊一	鹿児島県出水市	9,277	49.38
前田 美佐子	鹿児島県出水市	840	4.47
石川 和範	北海道河西郡芽室町	693	3.69
マルマエ共栄会	鹿児島県出水市高尾野町大久保3816番41	365	1.94
前田 良子	鹿児島県出水市	300	1.60
五十嵐 光栄	鹿児島県出水市	279	1.49
株式会社鹿児島銀行	鹿児島県鹿児島市金生町6番6号	218	1.16
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4	215	1.14
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	211	1.12
齋藤 格	宮城県仙台市青葉区	184	0.98
計	-	12,582	66.98

(注)上記のほか、自己株式が1,094株あります。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は以下のとおりであります。

平成25年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
前田 俊一	鹿児島県出水市	9,277	53.18
前田 美佐子	鹿児島県出水市	840	4.81
石川 和範	北海道河西郡芽室町	693	3.97
マルマエ共栄会	鹿児島県出水市高尾野町大久保3816番41	365	2.09
前田 良子	鹿児島県出水市	300	1.72
五十嵐 光栄	鹿児島県出水市	279	1.60
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4	215	1.23
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	211	1.21
齋藤 格	宮城県川内市青葉区	184	1.05
マルマエ従業員持株会	鹿児島県出水市高尾野町大久保3816番41	167	0.96
計	-	12,531	71.83

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成25年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 246	-	(注)
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,094	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,446	17,446	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	18,786	-	-
総株主の議決権	-	17,446	-

(注) A種優先株式の内容は、(1)株式の総数等 発行済株式に記載のとおりであります。

【自己株式等】

平成25年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社マルマエ	鹿児島県出水市高尾野町大久保3816番41	1,094	-	1,094	5.82
計	-	1,094	-	1,094	5.82

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであり、以下のとおりであります。

平成16年10月25日定時株主総会決議

決議年月日	平成16年10月25日
付与対象者の区分及び人数	第2回新株予約権 当社取締役1名及び従業員28名 (注)1 第3回新株予約権 当社監査役1名及び従業員4名 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	800株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)1.平成17年6月15日開催の取締役会決議により、当社取締役1名及び当社従業員28名に付与いたしましたが、取締役の権利放棄並びに従業員の退職及び権利行使等により平成25年10月31日現在では、当社従業員13名となっております。

2.平成17年10月13日開催の取締役会決議により、当社監査役1名及び当社従業員4名に付与いたしましたが、役員の変動、退任及び権利放棄並びに従業員の退職等により平成25年10月31日現在では、当社従業員1名となっております。

平成17年11月19日定時株主総会決議

決議年月日	平成17年11月19日
付与対象者の区分及び人数	第4回新株予約権 当社取締役3名、監査役1名及び従業員33名 (注)1 第5回新株予約権 当社従業員21名 (注)2 第6回新株予約権 当社従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	100株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注)1.平成18年1月18日開催の取締役会決議により、当社取締役3名、当社監査役1名及び当社従業員33名に付与いたしました。役員の異動及び退任並びに従業員の退職等により平成25年10月31日現在では、当社従業員16名となっております。
- 2.平成18年4月10日開催の取締役会決議により、当社従業員21名に付与いたしました。役員の異動及び退任並びに従業員の退職等により平成25年10月31日現在では、当社従業員10名となっております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	1,094	-	1,094	-

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元につきましては、重要な経営課題と認識しており、適切な時期において、経営成績及び財務状況を勘案しつつ、配当による株主への利益還元に努めることを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、現在のところ事業再生における債務弁済及び財務体質の改善を図ること、ならびに厳しい経営環境等を総合的に勘案し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	平成21年8月	平成22年8月	平成23年8月	平成24年8月	平成25年8月
最高(円)	311,000	97,000	70,000	40,900	134,500
最低(円)	52,300	30,300	14,000	16,300	19,610

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	50,900	54,300	70,700	57,900	74,000	134,500
最低(円)	25,020	35,100	40,100	43,100	46,100	53,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	担当	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	製造部及び R & Dチーム 担当	前田 俊一	昭和41年11月20日生	昭和62年4月 マルマエ工業(個人)入社 昭和63年10月 マルマエ工業(有)(現当社)設 立、取締役就任 平成13年4月 当社専務取締役就任 平成15年8月 当社代表取締役社長就任(現 任) 平成22年4月 当社代表取締役社長兼製造部 長就任 平成22年12月 当社代表取締役社長兼製造部 長兼管理部長就任 平成23年6月 当社代表取締役社長兼管理部 長就任 平成23年7月 当社代表取締役社長就任(現 任)	(注)2	普通株式 9,277
専務取締役	品質管理部担 当	山元 弘	昭和28年7月28日生	昭和51年4月 株式会社鹿児島銀行入行 平成11年3月 同行吉松支店長 平成13年2月 同行天神馬場支店長 平成15年8月 同行熊本支店長 平成17年6月 同行本店営業部次長 平成18年3月 同行大島支店長 平成20年6月 株式会社鹿児島リース入社 同社取締役営業本部長 平成23年9月 株式会社鹿児島銀行入行 当社出向 当社参与 平成23年11月 当社専務取締役就任(現 任)	(注)2	-
取締役	営業部及び関 東事業所担当 (営業部長)	海崎 功太	昭和48年2月18日生	平成5年4月 岩崎技研(株)入社 平成5年12月 (株)湖東製作所入社 平成11年8月 マルマエ工業(有)(現当社)入 社 平成16年4月 当社営業部長 平成16年10月 当社取締役営業部長就任 平成17年6月 当社取締役精密加工部長就任 平成20年11月 当社取締役営業部長就任 平成21年4月 当社取締役営業部長兼関東事 業所長就任 平成22年4月 当社取締役営業技術部長就任 平成23年6月 当社取締役営業部長就任(現 任)	(注)2	普通株式 37
取締役	管理部担当 (管理部長)	藤山 敏久	昭和40年6月2日生	平成元年4月 マグプロス(株)入社 平成5年3月 (株)フジヤマ入社 同社取締役 平成6年3月 同社取締役CF事業部長 平成11年7月 同社取締役FA事業部長 平成14年4月 同社代表取締役副社長就任 平成16年11月 当社取締役就任 平成17年6月 当社取締役経営企画室長就任 平成23年7月 当社取締役管理部長(現任)	(注)2	普通株式 8

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		兒島 吉二	昭和22年4月10日生	昭和41年4月 日本パルプ流通株式会社入社 昭和43年1月 南海旭株式会社入社 平成6年10月 出水紡績株式会社入社 平成16年9月 当社入社 平成16年10月 当社管理部経理課長 平成25年12月 当社監査役就任(現任)	(注)3	普通株式 2
監査役		寺畑 幸雄	昭和29年12月26日生	昭和48年4月 東京国税局入局 昭和57年7月 同局国税調査官 平成5年1月 同局上席国税調査官 平成5年7月 熊本国税局上席国税調査官 平成15年8月 税理士登録 寺畑幸雄税理士事務所長(現任) 平成17年8月 当社監査役就任(現任)	(注)3	普通株式 21
監査役		大道 卓	昭和48年3月2日生	平成7年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 平成17年11月 フィナンシャルソリューションプロバイダーズ株式会社出向 平成18年9月 デルタ経営コンサルティング合同会社設立 代表社員(現任) 平成22年10月 ターンアラウンド総研合同会社入社 業務執行社員(現任) 平成23年11月 当社監査役就任(現任)	(注)3	-
計						普通株式 9,345

- (注) 1. 監査役寺畑幸雄及び大道卓は、社外監査役であります。
2. 任期は、平成25年8月期に係る定時株主総会の終結の時から平成27年8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 任期は、平成25年8月期に係る定時株主総会の終結の時から平成29年8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

(企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由)

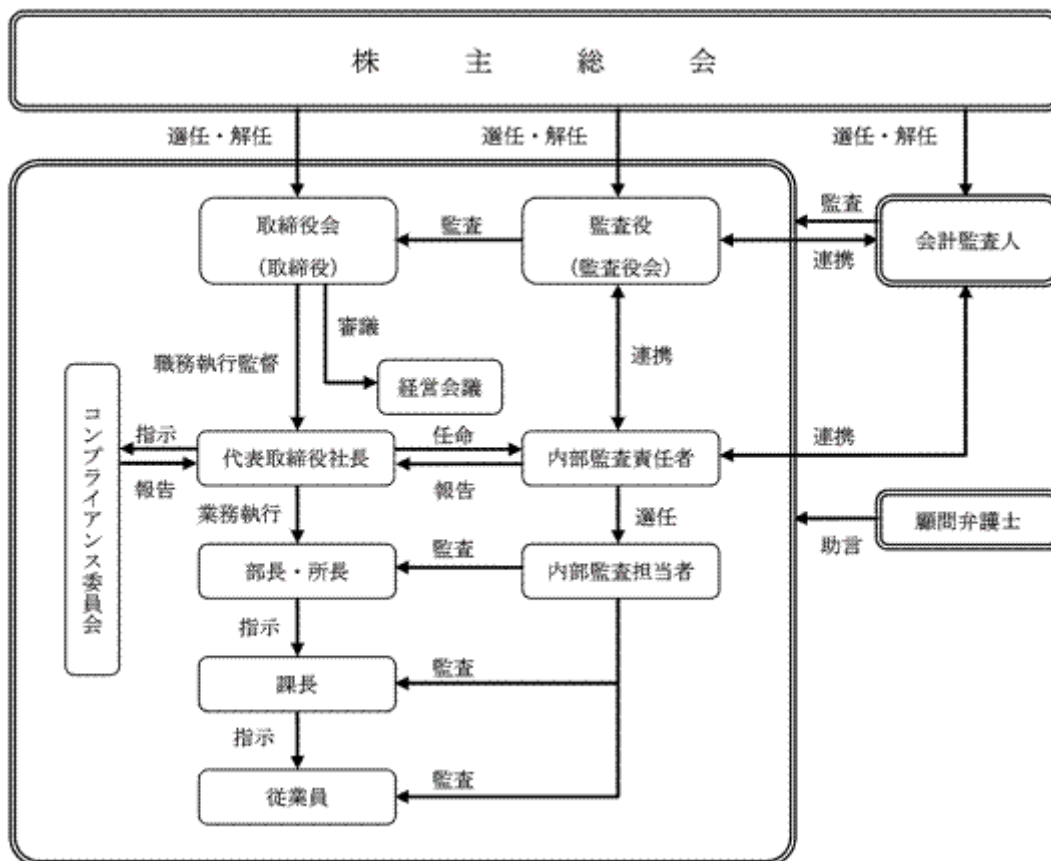
当社は、法令遵守を基本として、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、経営環境の厳しい変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制と株主重視の公正な経営システムを構築し維持していくことが重要な課題であると考えております。

当社の意思決定の仕組みは、代表取締役もしくは取締役が取締役会での議案を起案し取締役会での審議の上、取締役会の決議により決定しております。なお、特に重要な議案については、取締役全員の全会一致の決議により決定しています。取締役会は4名の取締役で構成され、代表取締役社長が議長として統括しております。また、当社では毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会も開催しており、会社の業務執行に関する意思決定機関として監査役出席の下、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決議し、業務執行状況の監督を行っております。

さらに、当社の業務執行においては、取締役会を補完するものとして経営会議を設置しております。この経営会議は、経営戦略及び事業運営などに関する審議を行うために設置され、取締役、部所長及び課長で構成されております。取締役会で審議・決議される事項のうち、特に必要なものについては、経営会議においても議論を行い、審議の充実を図っております。また、監査役は、この経営会議を含む社内各種重要会議体に出席して意見を述べております。

このように、当社の経営体制は、十分な監督機能を保持しつつ、迅速な経営判断や意思決定を実現できるように配慮し、現在の体制が最適であると考え採用しております。

会社の機関及び内部統制等の仕組みについては、以下のとおりであります。



(内部統制システムの整備の状況)

当社の内部統制システムの整備状況は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

当社は、企業が存立を継続していくためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識しており、すべての役員が公正かつ高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信用される経営体制の確立に努めております。

- (1)取締役会は、法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要事項につき、十分審議した上で意思決定を行う一方、職務執行する取締役からはその執行状況に関わる報告等を求めて経営方針の進捗状況を把握し、職務執行の適正性を管理監督する。
- (2)監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び職務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、必要に応じて助言・勧告、場合によっては適切な処置を講ずる。
- (3)経営会議は、定期的開催し、取締役及び幹部社員による重要な意思決定と職務執行の経過に対して多面的な検討を行うとともに、相互監視を行う。
- (4)内部監査部門として品質管理部を社長直轄組織として設置し、定期監査とともに必要に応じて任意監査を実施して日常の職務執行状況を把握し、その改善を図る。
- (5)コンプライアンス体制の維持のため、弁護士及び会計監査人等の外部専門家と密に連携を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係わる情報について、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び「コンプライアンス基本規程」・「文書管理規程」・「情報システム管理規程」に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役等が閲覧、謄写可能な状態にて管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を最も重要な経営課題のひとつと位置づけ、当社固有のリスクを十分認識した上で、様々な危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行っております。

- (1)全社的なリスクの監視及び全社的な対応は管理部経理課が行う。
- (2)各部門の担当業務におけるリスクは、当該課長が責任者となりマニュアル等の整備及び徹底、必要な教育を行う。
- (3)取締役並びに各部門長は、個々の職務における重大なリスクの把握に努め、発見したときは取締役会で多面的な審議の上、適切な対策を決定し、実施する。
- (4)内部監査担当部署である品質管理部は、リスク管理の状況についても監査を実施する。
- (5)新たにリスク管理面で問題が発生もしくは発生が予測される場合には、取締役会に報告し、その対策を協議して是正処置を取る。
- (6)不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮の下、弁護士等を含む外部専門家を利用し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、規程の整備により、取締役の権限・責任の範囲と担当業務を明確かつ適切に定めることで、取締役が効率的に職務執行する体制を確保しております。

- (1)取締役会は中期事業計画及び各年度の予算案を決定し、各部門がその目標達成のための具体策を立案・実行する。
- (2)「組織規程」、「職務分掌規程」及び「決裁権限基準」により、取締役の委嘱事項を定め、委嘱した範囲において職務執行を決定し実行できる権限を委譲する。取締役は職務執行の進捗状況等を取締役会及び経営会議で報告する。
- (3)取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて組織、職制、業務分掌、決裁権限等に関する社内規程等の見直しを行い、必要な改善を行う。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役と内部監査部門である品質管理部は常に連携できる体制にあるため、監査役の職務を補助すべき使用人を置いていませんが、監査役会からその使用人の設置を求められた場合は、監査役会と協議の上、必要に応じて設置いたします。

6. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合には、その指揮・命令等は監査役の下にあり、その人事上の取扱は監査役会と協議して行います。

7. 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役の実務執行等に関する重要な会議への出席を、取締役の職務執行に対する厳正な監視体制とするとともに、監査役会への重要な報告を行う体制としております。また、当社は、会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事実等を発見した場合は、速やかに監査役会に報告しております。

8. その他監査役会又は監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役監査基準において、内部監査部門である品質管理部と監査役会が緊密な関係を保つよう努めなければならない旨を定め、監査が実効的に行われることを確保しています。また、取締役と監査役は積極的に意見交換を行い、適切な意思疎通を図っております。

(リスク管理体制の整備の状況)

当社では、リスク管理を最も重要な経営課題として位置づけており、当社固有のリスクを十分認識した上で、様々なリスクに対して事前に適切な対応策を講じることにより組織的な対応を行っております。当社では、経営会議において代表取締役社長及び各取締役並びに幹部社員が法令遵守や個人情報保護について確認しており、また、従業員に対しては、個人情報保護やインサイダー取引規制等のコンプライアンスに関する教育を随時行い、周知徹底を図っております。当社は外部の顧問弁護士として照国総合法律事務所と顧問契約を締結しており、必要に応じて法令遵守のために必要な助言を受けており、法律面における経営上の問題が発生しないよう努めております。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査については、代表取締役社長から任命された品質管理部に所属する内部監査責任者が監査計画を立案し、内部監査担当者を選任し、定期的に監査を実施し3名体制で行っております。内部監査担当者は、業務活動全般に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等について監査を実施しており、監査結果を内部監査責任者及び代表取締役社長に報告しております。また、内部監査責任者は、監査役や会計監査人とも連携しながら、業務活動の改善及び適切な運営に向けた助言や勧告を行っております。

監査役については、3名で構成されており、うち1名が常勤監査役であります。原則として監査役全員が取締役会に出席し、取締役の職務執行の監査を実施しております。また、会計監査人や内部監査責任者とも積極的な情報交換により連携をとっております。

社外取締役及び社外監査役

当社は、独立性を保ち中立な立場から客観的に監視を実施していただくことを目的として社外監査役を2名選任しております。

社外監査役寺畑幸雄氏は税理士であり、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。従って、税務会計の専門家として、当該視点から業務監査を行うため、社外監査役に選任しております。社外監査役大道卓氏はデルタ経営コンサルティング合同会社の代表社員であり、経営に関する相当程度の知見を有するものであります。従って、経営コンサルタントとして、当該視点から業務監査を行うため、社外監査役に選任しております。社外監査役の寺畑幸雄氏及び大道卓氏は、幅広い経験と豊富な見識等に基づき、客観的な視点から経営を監視し、経営の透明性を高める重要な役割を担っております。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準又は方針については特別定めておりませんが、選任に当たっては、東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考に選任しております。

当社は社外取締役はおりませんが、常勤監査役1名のほか、独立性の高い社外監査役を2名選任しており、取締役会に出席し、積極的に意見も述べております。さらに、監査役による計画的な監査が実施されており、当社の組織規模におきましては、取締役の職務遂行に対する監視機能を十分に果たしていると考えております。このような観点と、迅速な意思決定を行うことが重要であるとの観点から、現状の体制が当社に適していると判断しております。

社外監査役は常勤監査役と常に連携を取り会計監査人、内部監査部門からの報告内容を含め、経営の監視・監督に必要な情報を共有し、取締役会等への出席を通じて決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

社外監査役はその監督又は監査の実効性を確保するため、また監査役、会計監査人は、各監査における監査実施上のリスクや被監査先の情報の把握のため、内部監査部門と適宜意見交換を実施し、関連資料、関連情報の入手を行っております。

役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	32,616	32,616	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	5,520	5,520	-	-	1
社外役員	3,600	3,600	-	-	2

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成16年9月2日開催の臨時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成16年9月2日開催の臨時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。

ロ. 役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち、重要なもの

重要なものはありません。

二. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定の関する方針の内容及び決定方法

役員の報酬等の額は、業績連動型報酬制度を導入し、「固定部分」と会社の業績に連動した「変動部分」から構成されており、「変動部分」は(1)従業員一人当たりの賞与額、(2)総資産経常利益率、(3)純資産経常利益率を所定の比率で換算し、月額報酬に反映させる仕組みとなっております。

なお、監査役には、制度の趣旨をふまえ、採用しておりません。

株式の保有状況

保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

区分	前事業年度 (千円)	当事業年度(千円)			
	貸借対照表計上 額の合計額	貸借対照表計上 額の合計額	受取配当金の合 計額	売却損益の合計 額	評価損益の合計 額
非上場株式	7,000	7,000	-	-	(注)
上記以外の株式	-	-	-	-	- (-)

- (注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

会計監査の状況

当社は三優監査法人と監査契約を締結しており、通常の会計監査に加え、重要な会計課題について随時相談及び検討を行うとともに、内部統制の充実・強化のための指導を受けております。

また、業務を執行した公認会計士は、代表社員鳥居陽、社員堤剣吾の2名であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名であります。なお、継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

社外監査役と提出会社との関係

当社の社外監査役であります寺畑幸雄氏及び大道卓氏とは、寺畑幸雄氏が当社株式を21株(平成25年8月31日現在の所有株式数)所有している他は、資本関係、人的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外役員及び会計監査人との責任限定契約の内容

当社定款において、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。当社は、当該定款規定により、社外監査役の寺畑幸雄及氏び大道卓氏との間で責任限定契約を結んでおります。当該契約に基づく責任の限度額は、360万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

また同様に、会社法第427条第1項の規定により、当社と会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当社は、当該定款規定により、会計監査人との間で責任限定契約を結んでおります。責任限定契約の概要は会計監査人がその契約の履行に伴い当社が損害を蒙った場合、悪意又は重大な過失があったときを除き、法令が規定する額をもって損害賠償責任限度額としております。

取締役の定数

当社定款において当社の取締役は6名以内と定めております。

取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨も定款に定めております。

取締役会への権限委譲の内容

当社定款において、次のように取締役会への権限委譲を定めております。

イ．自己株式取得の決定機関

当社は自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行できるようにするためであります。

ロ．取締役の責任免除の決定機関

当社は、取締役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは取締役が期待された役割を十分発揮できるよう、取締役の責任を軽減するためであります。

ハ．監査役の責任免除の決定機関

当社は、監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは監査役が期待された役割を十分発揮できるよう、監査役の責任を軽減するためであります。

二．中間配当

当社は、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは株主への柔軟な利益還元を可能とするためであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

種類株式に関する事項

議決権の有無及び内容の差異並びにその理由

普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式ですが、A種優先株式は、株主総会において決議権を有しません。これは、A種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに、議決権がない内容としたものであります。

(2) 【 監査報酬の内容等】

【 監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
15,600	-	13,200	-

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【 監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等の監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、当社の監査役会の同意の上、監査報酬を決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年9月1日から平成25年8月31日まで）の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準の変更についての確に対応するため、外部研修会への参加を行っております。

1【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年8月31日)	当事業年度 (平成25年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	384,011	326,805
受取手形	104,193	¹ 131,623
売掛金	127,822	151,551
電子記録債権	87,410	87,237
製品	⁵ 3,818	⁵ 6,903
仕掛品	⁵ 16,804	⁵ 33,056
原材料	⁵ 146	⁵ 446
前渡金	-	214
前払費用	9,620	8,964
その他	2,588	1,233
貸倒引当金	608	943
流動資産合計	735,808	747,093
固定資産		
有形固定資産		
建物	464,709	465,059
減価償却累計額	³ 149,662	³ 167,849
建物(純額)	^{2, 4} 315,046	^{2, 4} 297,209
構築物	39,069	39,069
減価償却累計額	³ 30,280	³ 32,655
構築物(純額)	^{2, 4} 8,788	^{2, 4} 6,414
機械及び装置	1,668,259	1,643,730
減価償却累計額	³ 1,362,391	³ 1,413,063
機械及び装置(純額)	^{2, 4} 305,867	^{2, 4} 230,667
車両運搬具	34,541	34,541
減価償却累計額	³ 29,437	³ 31,593
車両運搬具(純額)	5,104	2,948
工具、器具及び備品	21,447	20,759
減価償却累計額	³ 19,340	³ 17,726
工具、器具及び備品(純額)	2,107	3,032
土地	^{2, 4} 289,783	^{2, 4} 289,783
リース資産	28,600	28,600
減価償却累計額	³ 22,999	³ 27,799
リース資産(純額)	5,600	800
建設仮勘定	⁴ 75,275	⁴ 67,692
有形固定資産合計	1,007,573	898,548
無形固定資産		
ソフトウェア	2,095	5,883

その他	195	176
無形固定資産合計	2,291	6,060

	前事業年度 (平成24年 8月31日)	当事業年度 (平成25年 8月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	7,000	7,000
出資金	101	101
長期貸付金	814	699
破産更生債権等	-	2,823
長期前払費用	1,279	914
その他	21,683	183
貸倒引当金	814	3,150
投資その他の資産合計	30,063	8,570
固定資産合計	1,039,928	913,179
資産合計	1,775,737	1,660,273
負債の部		
流動負債		
買掛金	17,548	20,747
1年内返済予定の長期借入金	² 194,009	² 176,802
リース債務	6,047	1,728
未払金	9,227	16,491
未払費用	29,899	32,412
未払法人税等	2,918	5,283
前受金	-	351
未払消費税等	9,925	1,104
預り金	352	4,365
前受収益	143	245
受注損失引当金	4,100	1,500
流動負債合計	274,172	261,033
固定負債		
長期借入金	² 1,486,336	² 1,303,458
リース債務	1,939	211
資産除去債務	1,584	1,598
その他	-	389
固定負債合計	1,489,860	1,305,657
負債合計	1,764,032	1,566,691
純資産の部		
株主資本		
資本金	133,000	133,000
資本剰余金		
資本準備金	123,000	123,000
資本剰余金合計	123,000	123,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	244,295	162,417
利益剰余金合計	244,295	162,417
株主資本合計	11,704	93,582
純資産合計	11,704	93,582
負債純資産合計	1,775,737	1,660,273

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)
売上高	1,103,288	1,162,616
売上原価		
製品期首たな卸高	2,080	3,818
当期製品製造原価	896,824	872,630
合計	898,904	876,449
他勘定振替高	¹ 16,970	¹ 4,279
製品期末たな卸高	3,818	6,903
売上原価	^{2, 3} 878,116	^{2, 3} 865,266
売上総利益	225,171	297,350
販売費及び一般管理費		
役員報酬	27,381	41,736
給料及び手当	41,919	40,099
福利厚生費	9,754	10,795
旅費及び交通費	15,158	13,775
減価償却費	3,069	4,319
支払手数料	39,700	32,296
租税公課	3,728	3,731
貸倒引当金繰入額	267	2,813
研究開発費	⁴ 1,409	⁴ 4,828
その他	32,931	16,173
販売費及び一般管理費合計	174,787	170,569
営業利益	50,384	126,780
営業外収益		
受取利息	60	123
受取配当金	2	2
為替差益	2,205	18,959
その他	1,712	641
営業外収益合計	3,980	19,726
営業外費用		
支払利息	21,820	17,576
貸倒引当金繰入額	95	141
その他	11,151	533
営業外費用合計	32,877	17,967
経常利益	21,487	128,539
特別利益		
保険解約返戻金	2,470	-
固定資産売却益	⁵ 3,532	⁵ 396
特別利益合計	6,002	396

	前事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)
特別損失		
固定資産売却損	⁶ 35,100	-
固定資産除却損	⁷ 44	⁷ 39
減損損失	⁸ 35,100	⁸ 43,752
事業構造改善費用	⁹ 16,354	-
特別損失合計	86,599	43,791
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	59,109	85,144
法人税、住民税及び事業税	3,755	3,267
法人税等合計	3,755	3,267
当期純利益又は当期純損失()	62,865	81,877

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)		当事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		127,099	14.6	167,373	18.8
労務費		310,904	35.8	335,993	37.8
経費		431,589	49.6	385,515	43.4
当期総製造費用		869,593	100.0	888,882	100.0
期首仕掛品たな卸高		44,035		16,804	
合計		913,629		905,686	
期末仕掛品たな卸高		16,804		33,056	
当期製品製造原価		896,824		872,630	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)	当事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)
外注加工費(千円)	141,574	125,156
減価償却費(千円)	139,738	109,780
受注損失引当金繰入額(千円)	1,900	2,600

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)	当事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	133,000	133,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	133,000	133,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	123,000	123,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	123,000	123,000
資本剰余金合計		
当期首残高	123,000	123,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	123,000	123,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	181,430	244,295
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	62,865	81,877
当期変動額合計	62,865	81,877
当期末残高	244,295	162,417
利益剰余金合計		
当期首残高	181,430	244,295
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	62,865	81,877
当期変動額合計	62,865	81,877
当期末残高	244,295	162,417
株主資本合計		
当期首残高	74,569	11,704
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	62,865	81,877
当期変動額合計	62,865	81,877
当期末残高	11,704	93,582
純資産合計		
当期首残高	74,569	11,704
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	62,865	81,877
当期変動額合計	62,865	81,877
当期末残高	11,704	93,582

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	59,109	85,144
減価償却費	152,882	114,514
固定資産除却損	44	39
減損損失	35,100	43,752
貸倒引当金の増減額(は減少)	362	2,671
受注損失引当金の増減額(は減少)	1,900	2,600
受取利息及び受取配当金	62	125
支払利息	21,820	17,576
為替差損益(は益)	482	14,893
固定資産売却益	3,532	396
固定資産売却損	35,100	-
売上債権の増減額(は増加)	133,291	50,985
たな卸資産の増減額(は増加)	25,897	19,637
仕入債務の増減額(は減少)	15,717	3,199
未払消費税等の増減額(は減少)	23,974	8,821
その他	16,563	14,412
小計	282,432	183,850
利息及び配当金の受取額	63	126
利息の支払額	21,391	16,731
法人税等の還付額	6	6
法人税等の支払額	5,081	2,918
営業活動によるキャッシュ・フロー	256,030	164,333
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	13,766	51,424
有形固定資産の売却による収入	343,896	6,111
無形固定資産の取得による支出	-	6,804
従業員に対する長期貸付金の回収による収入	845	203
投資有価証券の取得による支出	7,000	-
長期貸付金の回収による収入	-	114
差入保証金の回収による収入	-	21,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	323,975	30,299
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	335,210	200,085
ファイナンス・リース債務の返済による支出	5,763	6,047
財務活動によるキャッシュ・フロー	340,973	206,132
現金及び現金同等物に係る換算差額	482	14,893
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	239,514	57,206
現金及び現金同等物の期首残高	144,497	384,011
現金及び現金同等物の期末残高	384,011	326,805

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 原材料

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(附属設備を除く).....定額法

上記以外.....定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～34年

機械及び装置 2年～9年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年8月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失の発生に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年9月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記していた「投資その他の資産」の「差入保証金」は、資産の総額の100分の1以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「差入保証金」に表示していた21,683千円は、「その他」として組み替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記していた「販売費及び一般管理費」の「販売促進費」は、販売費及び一般管理費の合計額の100分の5以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「販売費及び一般管理費」の「販売促進費」に表示していた14,487千円は、「その他」として組み替えております。

前事業年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「助成金収入」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「助成金収入」に表示していた415千円は、「その他」として組み替えております。

前事業年度において、独立掲記していた「営業外費用」の「休止固定資産減価償却費」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「休止固定資産減価償却費」に表示していた10,074千円は、「その他」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当期の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成24年8月31日)	当事業年度 (平成25年8月31日)
受取手形	- 千円	30,007千円

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年8月31日)		当事業年度 (平成25年8月31日)	
建物	315,046千円	(253,560)千円	297,209千円	(239,083)千円
構築物	8,788	(8,581)	6,414	(6,249)
機械及び装置	251,851	(251,851)	179,801	(179,801)
土地	289,783	(162,500)	289,783	(162,500)
計	865,470	(676,494)	773,208	(587,634)

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年8月31日)		当事業年度 (平成25年8月31日)	
1年内返済予定の長期借入金	144,784千円	(56,360)千円	176,802千円	(88,339)千円
長期借入金	1,109,223	(831,798)	948,596	(696,412)
計	1,254,008	(888,159)	1,125,398	(784,751)

上記のうち()内書は工場抵当並びに当該債務を示しております。

3. 減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

4. 有形固定資産に含めて表示している遊休固定資産は次の通りであります。

	前事業年度 (平成24年8月31日)	当事業年度 (平成25年8月31日)
建物	1,490千円	1,195千円
構築物	207	164
機械及び装置	265	8
土地	9,506	9,506
建設仮勘定	60,000	30,747
計	71,469	41,622

5. 損失が見込まれる受注に係るたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。相殺表示したたな卸資産に対応する受注損失引当金の額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年8月31日)	当事業年度 (平成25年8月31日)
製品	2,532千円	3,342千円
仕掛品	7,258	6,122
原材料	31	55
計	9,821	9,520

(損益計算書関係)

1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)
機械及び装置	- 千円	258千円
工具、器具及び備品	297	-
建設仮勘定	775	-
販売費及び一般管理費	15,897	4,021
計	16,970	4,279

2. 期末たな卸高は、収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)
	9,821千円	9,520千円

3. 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額

	前事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)
	1,900千円	2,600千円

4. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)
	1,409千円	4,828千円

5. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)
機械及び装置	- 千円	396千円
車両運搬具	2,268	-
建設仮勘定	1,264	-
計	3,532	396

6. 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)
建物	10,855千円	- 千円
構築物	131	-
機械及び装置	371	-
工具、器具及び備品	0	-
土地	23,741	-
計	35,100	-

7. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)	当事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)
車両運搬具	0千円	- 千円
工具、器具及び備品	44	39
計	44	39

8. 減損損失

当社は以下の資産及び資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度(自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)

場所	用途	種類	金額(千円)
鹿児島県	遊休資産	建設仮勘定	35,100

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業所単位を基本とした資産のグルーピングを行っております。

なお、売却予定資産等については、個別物件ごとにグルーピングしております。

当事業年度において、売却予定資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(35,100千円)として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は第三者の見積り買取価格等によっております。

当事業年度(自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)

場所	用途	種類	金額(千円)
鹿児島県	遊休資産	建設仮勘定	43,752

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業所単位を基本とした資産のグルーピングを行っております。

なお、売却予定資産等については、個別物件ごとにグルーピングしております。

当事業年度において、売却予定資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(43,752千円)として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は第三者の見積り買取価格等によっております。

9. 事業構造改善費用の内訳

	前事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)	当事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)
事業再生ADR手続に係る費用	16,354千円	- 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	18,540	-	-	18,540
A種優先株式	246	-	-	246
合計	18,786	-	-	18,786
自己株式				
普通株式(注)	1,094	-	-	1,094
合計	1,094	-	-	1,094

(注)自己株式は、当社役員の株式無償譲渡によるものであります。

当事業年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	18,540	-	-	18,540
A種優先株式	246	-	-	246
合計	18,786	-	-	18,786
自己株式				
普通株式(注)	1,094	-	-	1,094
合計	1,094	-	-	1,094

(注)自己株式は、当社役員の株式無償譲渡によるものであります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)
現金及び預金	384,011千円	326,805千円
現金及び現金同等物	384,011	326,805

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

主として精密切削加工事業のマシニングセンター(機械及び装置)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年8月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度(平成24年8月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	131,350	117,732	13,617
合計	131,350	117,732	13,617

(単位：千円)

	当事業年度(平成25年8月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	-	-	-
合計	-	-	-

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年8月31日)	当事業年度 (平成25年8月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	14,737	-
1年超	-	-
合計	14,737	-

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成23年9月1日 至平成24年8月31日)	当事業年度 (自平成24年9月1日 至平成25年8月31日)
支払リース料	20,524	14,894
減価償却費相当額	18,764	13,656
支払利息相当額	660	157

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取引価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、主に銀行借入により、必要な資金を調達しております。一時的な余資は短期的な預金に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿って相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握し、リスク低減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

長期借入金は主に営業取引及び設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき管理部が毎月資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（平成24年8月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	384,011	384,011	-
(2) 受取手形	104,193	104,193	-
(3) 売掛金	127,822	127,822	-
(4) 電子記録債権	87,410	87,410	-
資産計	703,438	703,438	-
(1) 未払費用	29,899	29,899	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	194,009	194,009	-
負債計	223,908	223,908	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払費用、(2) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（平成25年8月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	326,805	326,805	-
(2) 受取手形	131,623	131,623	-
(3) 売掛金	151,551	151,551	-
(4) 電子記録債権	87,237	87,237	-
資産計	697,217	697,217	-
(1) 買掛金	20,747	20,747	-
(2) 未払費用	32,412	32,412	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	176,802	176,802	-
負債計	229,962	229,962	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払費用、(3) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成24年8月31日)	当事業年度 (平成25年8月31日)
長期借入金()	1,486,336	1,303,458

() 当社は、事業再生ADR手続により金融支援を受けております。事業再生計画において、各事業年度におけるキャッシュ・フロー及び各期末日現在の預金残高に基づく返済を組み込んでいることから、時価を合理的に算定できないため、時価開示の対象から除いております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（平成24年8月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	383,511	-	-	-
受取手形	104,193	-	-	-
売掛金	127,822	-	-	-
電子記録債権	87,410	-	-	-
合計	702,938	-	-	-

当事業年度（平成25年8月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	326,254	-	-	-
受取手形	131,623	-	-	-
売掛金	151,551	-	-	-
電子記録債権	87,237	-	-	-
合計	696,666	-	-	-

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額
附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

前事業年度（平成24年8月31日）

その他有価証券

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額7,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成25年8月31日）

その他有価証券

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額7,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日）

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回 平成16年ストック・オプション	第3回 平成16年ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役1名及び従業員28名	当社監査役1名及び従業員4名
ストック・オプション数(注)	普通株式 266株	普通株式 34株
付与日	平成17年7月1日	平成17年10月20日
権利確定条件	付与日(平成17年7月1日)以降、権利確定日(平成18年10月25日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成17年10月20日)以降、権利確定日(平成18年10月25日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自:平成17年7月1日 至:平成18年10月25日	自:平成17年10月20日 至:平成18年10月25日
権利行使期間	自:平成18年10月26日 至:平成26年10月25日 ただし、権利確定後退職した場合は、退職日まで行使可。	自:平成18年10月26日 至:平成26年10月25日 ただし、権利確定後退職した場合は、退職日まで行使可。

(注) 上記表に記載された株式数は、平成19年12月1日付株式分割(普通株式1株につき2株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第4回 平成17年ストック・オプション	第5回 平成17年ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役3名、監査役1名及び従業員33名	当社従業員21名
ストック・オプション数(注)	普通株式 126株	普通株式 82株
付与日	平成18年2月1日	平成18年4月20日
権利確定条件	付与日(平成18年2月1日)以降、権利確定日(平成19年11月19日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成18年4月20日)以降、権利確定日(平成19年11月19日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自:平成18年2月1日 至:平成19年11月19日	自:平成18年4月20日 至:平成19年11月19日
権利行使期間	自:平成19年11月20日 至:平成27年11月19日 ただし、権利確定後退職した場合は、退職日まで行使可。	自:平成19年11月20日 至:平成27年11月19日 ただし、権利確定後退職した場合は、退職日まで行使可。

(注) 上記表に記載された株式数は、平成19年12月1日付株式分割(普通株式1株につき2株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第6回 平成17年ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員1名
ストック・オプション数(注)	普通株式 6株
付与日	平成18年4月28日
権利確定条件	付与日(平成18年4月28日)以降、権利確定日(平成19年11月19日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自:平成18年4月28日 至:平成19年11月19日
権利行使期間	自:平成19年11月20日 至:平成27年11月19日 ただし、権利確定後退職した場合は、退職日まで行使可。

(注) 上記表に記載された株式数は、平成19年12月1日付株式分割(普通株式1株につき2株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成25年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回 平成16年ストック・オプション	第3回 平成16年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	120	2
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	120	2

(注) 上記表に記載された株式数は、平成19年12月1日付株式分割(普通株式1株につき2株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第4回 平成17年ストック・オプション	第5回 平成17年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	42	36
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	42	36

(注) 上記表に記載された株式数は、平成19年12月1日付株式分割(普通株式1株につき2株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第6回 平成17年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前事業年度末	6
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	6

(注) 上記表に記載された株式数は、平成19年12月1日付株式分割(普通株式1株につき2株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第2回 平成16年ストック・オプション	第3回 平成16年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	50,000	180,000
行使時平均株価 (円)	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-

	第4回 平成17年ストック・オプション	第5回 平成17年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	210,500	215,500
行使時平均株価 (円)	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-

	第6回 平成17年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	215,500
行使時平均株価 (円)	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-

(注) 権利行使価格については、平成19年12月1日付株式分割(普通株式1株につき2株)による調整後の1株当たりの価格を記載しております。

2. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年8月31日)	当事業年度 (平成25年8月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	315,184千円	288,384千円
減損損失	112,944	133,673
債務消滅益	85,608	91,512
たな卸資産評価損	3,417	3,541
受注損失引当金	1,426	558
貸倒引当金	494	1,180
未払賞与	2,436	3,600
その他	551	1,344
繰延税金資産小計	522,063	523,795
評価性引当額	519,533	521,639
繰延税金資産合計	2,530	2,156
繰延税金負債		
前払固定資産税	1,417	1,335
前払労働保険料	970	767
その他	142	53
繰延税金負債合計	2,530	2,156
繰延税金資産の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年8月31日)	当事業年度 (平成25年8月31日)
法定実効税率	- %	37.2%
(調整)		
交際費	-	0.3
役員報酬	-	2.0
住民税均等割	-	3.8
評価性引当額の増減	-	39.2
その他	-	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	3.8

(注) 前事業年度は税引前当期純損失であるため、記載していません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)

金額的重要性が低いため注記を省略しております。

当事業年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)

金額的重要性が低いため注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社では、鹿児島県出水市の知識工場(土地を含む。)が遊休状態になっております。前事業年度における当該賃貸等不動産に関する費用は、8,409千円(営業外費用に計上)、固定資産売却損35,100千円(特別損失に計上)であります。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する費用は、337千円(営業外費用に計上)であります。

また、貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)
貸借対照表計上額		
期首残高	381,151	11,203
期中増減額	369,947	337
期末残高	11,203	10,866
期末時価	11,737	11,737

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前事業年度の主な減少額は、熊本県菊池郡大津町の熊本事業所の譲渡(361,538千円)であります。
3. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価書」に基づく金額によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)

当社は、精密切削加工事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)

当社は、精密切削加工事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、単一セグメントであり、区分すべき製品及びサービスの区分が存在しないため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	韓国	シンガポール	合計
985,936	57,942	59,409	1,103,288

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
日本発条株式会社	249,207	精密切削加工事業
ワイエイシイ株式会社	146,250	精密切削加工事業
アルバック九州株式会社	126,211	精密切削加工事業

当事業年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、単一セグメントであり、区分すべき製品及びサービスの区分が存在しないため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
日本発条株式会社	221,659	精密切削加工事業
アルバック東北株式会社	172,970	精密切削加工事業
ワイエイシイ株式会社	138,516	精密切削加工事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日）

（単位：千円）

	精密切削加工事業	調整額	合計
減損損失	-	35,100	35,100

（注）「調整額」の金額は、事業の用に供していない遊休資産にかかるものであります。

当事業年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

（単位：千円）

	精密切削加工事業	調整額	合計
減損損失	-	43,752	43,752

（注）「調整額」の金額は、事業の用に供していない遊休資産にかかるものであります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	前田俊一	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 53.1%	当社債務の保証	債務被保証 (注)	1,680,345	-	-

(注) 当社の金融機関からの借入につき、債務保証を受けたものであり、取引金額は期末時点の保証残高であります。
なお、保証料は支払っておりません。

当事業年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	前田俊一	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 53.2%	当社債務の保証	債務被保証 (注)	1,480,260	-	-

(注) 当社の金融機関からの借入につき、債務保証を受けたものであり、取引金額は期末時点の保証残高であります。
なお、保証料は支払っておりません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)	当事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)
1株当たり純資産額	13,429円75銭	8,736円55銭
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	3,603円42銭	4,693円20銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	3,330円12銭

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)	当事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)
当期純利益金額又は当期純損失金額() (千円)	62,865	81,877
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額()(千円)	62,865	81,877
期中平均株式数(株)	17,446	17,446
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	7,141
(うち優先株式数(株))	(-)	(7,141)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第2回新株予約権 120株 第3回新株予約権 2株 第4回新株予約権 42株 第5回新株予約権 36株 第6回新株予約権 6株 なお、概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	

(重要な後発事象)

1. 重要な設備投資

当社は、平成25年9月2日及び平成25年10月11日開催の取締役会において、以下のとおり固定資産を取得することを決議いたしました。

	平成25年9月2日開催 取締役会決議	平成25年10月11日開催 取締役会決議
(1) 取得の目的	中期事業計画及び事業再生計画における半導体分野強化の一環として取得するものであります。	
(2) 設備投資の内容	マシニングセンタ	CNC旋盤
(3) 設備の導入時期	平成25年10月下旬	平成26年3月中旬
(4) 設備投資額	23,800千円	22,000千円
(5) 営業・生産活動に及ぼす重要な影響	半導体分野における生産能力を増強するとともに製品の品質安定にも寄与し、また、営業品目の幅を広げることにより受注拡大が可能となります。	

2. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成25年11月9日開催の取締役会、平成25年11月30日開催の第26期定時株主総会及び必要な種類株主総会において、普通株式の株式分割の実施及び普通株式とA種優先株式について単元株制度を採用する旨並びにそれに伴う定款の一部変更について決議いたしました。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成19年11月27日付)及び「売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について」(平成24年1月19日付)の趣旨に鑑み、株式分割を実施し、単元株制度を採用いたします。これらの取り組みにより、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

なお、A種優先株式(非上場)につきましては、株式の分割を実施せず、単元株式数を1株といたします。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

平成26年2月28日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主が有する当社普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割します。

分割により増加する株式数

イ. 株式分割前の発行済株式数	普通株式	18,540株
	A種優先株式	246株
	合計	18,786株
ロ. 今回の分割により増加する株式数	普通株式	1,835,460株
ハ. 株式分割後の発行済株式数	普通株式	1,854,000株
	A種優先株式	246株
	合計	1,854,246株
ニ. 株式分割後の発行可能株式総数	普通株式	7,384,000株
	A種優先株式	600株
	合計	7,384,600株

分割日程

イ. 基準日公告日	平成26年2月3日(予定)
ロ. 基準日	平成26年2月28日
ハ. 効力発生日	平成26年3月1日

(3) 単元株制度の採用の概要

新設する単元株式の数

株式分割の効力発生日である平成26年2月28日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株、A種優先株式数を1株とします。

新設の日程

効力発生日 平成26年3月1日

(参考)平成26年2月26日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は1株から100株に変更されます。

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報及び当事業年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)
1株当たり純資産額	134円30銭	87円37銭
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	36円03銭	46円93銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		33円30銭

(注)前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

有価証券の残高が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高(千円)
有形固定資産							
建物	464,709	350	-	465,059	167,849	18,187	297,209
構築物	39,069	-	-	39,069	32,655	2,374	6,414
機械及び装置	1,668,259	12,271	36,800	1,643,730	1,413,063	81,757	230,667
車両運搬具	34,541	-	-	34,541	31,593	2,156	2,948
工具、器具及び備品	21,447	3,169	3,857	20,759	17,726	2,204	3,032
土地	289,783	-	-	289,783	-	-	289,783
リース資産	28,600	-	-	28,600	27,799	4,799	800
建設仮勘定	75,275	36,945	44,528 (43,752)	67,692	-	-	67,692
有形固定資産計	2,621,686	52,736	85,185 (43,752)	2,589,236	1,690,687	111,479	898,548
無形固定資産							
ソフトウェア	19,092	6,804	8,495	17,400	11,517	3,016	5,883
その他	280	-	-	280	103	18	176
無形固定資産計	19,372	6,804	8,495	17,680	11,620	3,035	6,060
長期前払費用	1,279	-	365	914	-	-	914

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

機械及び装置の増加・・・本社スピンドル及び主軸ユニット等の取得に要した12,271千円であります。

機械及び装置の減少・・・本社ガンドリルマシンの売却36,800千円であります。

建設仮勘定の増加・・・本社5軸制御立型マシニングセンター等の取得に要した36,945千円であります。

建設仮勘定の減少・・・本社大型溶接機及び天井クレーンの減損損失への振替43,752千円であります。

2. 「当期減少額」の欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

3. 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄に、減損損失累計額が含まれております。

4. 長期前払費用は、費用の期間配分に係るものであり、償却と性格が異なるため、償却累計額、当期償却額に含めておりません。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	194,009	176,802	1.12	-
1年以内に返済予定のリース債務	6,047	1,728	4.31	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,486,336	1,303,458	1.12	平成26年～平成29年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,939	211	3.54	平成26年
その他有利子負債	-	-	-	-
計	1,688,332	1,482,199	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	-	-	-	-
リース債務	211	-	-	-

平成23年7月19日に成立した事業再生ADR手続における事業再生計画に基づき返済される長期借入金は約定弁済額が設定されておらず、当社のキャッシュ・フロー状況に応じて返済されることから返済予定額が確定していないため、長期借入金の返済予定金額を記載しておりません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,422	3,394	-	722	4,093
受注損失引当金	4,100	1,500	4,100	-	1,500

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替処理額及び回収による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	551
預金	
普通預金	257,826
通知預金	36,208
外貨預金	32,219
小計	326,254
合計	326,805

受取手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ワイエイシイ(株)	53,698
アルバック東北(株)	23,685
芝浦メカトロニクス(株)	21,391
九州三井アルミニウム工業(株)	14,433
オー・エイチ・ティー(株)	10,457
その他	7,956
合計	131,623

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額(千円)
平成25年9月	69,745
10月	30,783
11月	18,630
12月	9,941
1月	2,522
合計	131,623

(注) 期末満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当期の末日が金融機関の休日であったため、9月期日の金額には、期末日満期手形30,007千円が含まれております。

売掛金
(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)アルバック	47,207
東京エレクトロン九州(株)	22,715
日本発条(株)	21,695
芝浦メカトロニクス(株)	9,044
アルバックテクノ(株)	8,213
その他	42,673
合計	151,551

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{(B)}$ 365
127,822	1,204,750	1,181,021	151,551	88.6	42.3

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

製品

品目	金額(千円)
F P D 製造装置関連部品	314
半導体製造装置関連部品	6,588
合計	6,903

原材料

品目	金額(千円)
半導体製造装置関連部品	446
合計	446

仕掛品

品目	金額(千円)
F P D 製造装置関連部品	8,332
半導体製造装置関連部品	24,535
その他	187
合計	33,056

買掛金

相手先	金額(千円)
(有)ファクトリーヒロ	3,034
(株)ミタカ精機	2,328
阪東機工(株)	1,697
白銅(株)	1,419
(株)熊防メタル	1,278
その他	10,988
合計	20,747

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	259,527	584,864	907,006	1,162,616
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	18,784	87,507	126,821	85,144
四半期(当期)純利益金額(千円)	17,967	85,873	124,371	81,877
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	1,029.91	4,922.27	7,128.92	4,693.20

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	1,029.91	3,892.36	2,206.65	2,435.72

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	9月1日から8月31日まで
定時株主総会	11月中
基準日	8月31日
剰余金の配当の基準日	2月末日、8月31日
1単元の株式数	-株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	<p>電子公告の方法により行います。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときには、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 http://www.marumae.com/</p>
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第25期）（自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日）平成24年11月26日九州財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成24年11月26日九州財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第26期第1四半期）（自 平成24年9月1日 至 平成24年11月30日）平成25年1月15日九州財務局長に提出

（第26期第2四半期）（自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日）平成25年4月15日九州財務局長に提出

（第26期第3四半期）（自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日）平成25年7月16日九州財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年11月27日

株式会社マルマエ

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 鳥居 陽 印

業務執行社員 公認会計士 堤 剣吾 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルマエの平成24年9月1日から平成25年8月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マルマエの平成25年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は平成25年9月2日及び平成25年10月11日開催の取締役会において、固定資産を取得することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社マルマエの平成25年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社マルマエが平成25年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。